

鹿屋市生体認証システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、市DX推進計画に基づくセキュリティ対策の一環として、職員端末に生体認証機能を導入するもの。これにより、離席時等の情報漏洩リスクを低減してセキュリティを強化するとともに、職員のパスワード管理の負担を軽減して利便性を高め、安全安心な住民サービスの提供に繋げることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 鹿屋市生体認証システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙「鹿屋市生体認証システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
※構築については令和8年1月30日まで
- (4) 委託料の上限額 8,764,800円（地方税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における市の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から受注候補者の特定の日まで、鹿屋市及び他自治体において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年鹿屋市条例第19号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (6) 提案する生体認証システムは、地方公共団体に導入・構築された実績があるシステムであること。
- (7) 地方公共団体への業務システムの導入・構築及び保守運用を実施・完了した実績があり、本業務を遂行する能力を有していること。

4 参加申込方法

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書面を郵送により提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式：別紙1）
 - イ 「3 参加資格要件(4)」の実績が分かる資料(国税、都道府県税、市町村税の納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）)
 - ウ 「3 参加資格要件(5)」の実績が分かる資料(様式：別紙6)
 - エ 「3 参加資格要件(6)」の実績が分かる資料(様式：別紙7)
- (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期間 令和7年8月12日(火)から令和7年8月22日(金)午後5時まで ※必着
- (4) 提出方法 郵送(配達記録等が残るものを使用)により提出 ※持参による提出も可
- (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日・祝日は除く。)
- (6) 提出先

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市総務部デジタル推進課情報システム係

- (7) 辞退表明
参加申込の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を記載した書面を提出すること。
- (8) 参加資格の確認
参加資格が確認できた場合は、参加資格確認通知書及び参加要請書を送付する。

5 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式:別紙2)にて下記のメールアドレス宛てに提出すること。なお、本プロポーザルへ参加する業者数や業者名、選定委員に関することなど提案書の作成に関係ない内容や事務局がプロポーザルの評価等に影響を及ぼすと判断した内容の質問は受理しない。

- (1) 受付期間 令和7年8月12日(火)から令和7年8月29日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 メールアドレス: jyouhou@city.kanoya.lg.jp
- (3) 質問の回答 令和7年9月3日(水)までに回答する。

6 提案書等の提出

プロポーザル方式参加要請書にて通知を受けた者は、以下の書面を郵送により提出すること。なお、通知を受けていない者から提出された企画提案書は無効とする。

(1) 提出書類

① 提案書等

ア 提案書かがみ

提案書(様式:別紙3)の内容に沿って記入押印のうえ提出すること。

イ 会社概要書

会社概要書(様式:別紙4)にある項目について記載すること。

ウ 企画提案書

- ・様式は任意で、A4縦長の横書きとすること。
- ・別紙の審査基準表のプレゼンテーション審査欄に記載されている項目について、それぞれの審査基準の内容を踏まえ、審査項目ごとに提案内容を記載すること。

エ 業務実施体制表

業務実施体制がわかるよう記載すること。(様式:別紙5)

オ 導入実績表

導入実績表(様式:別紙6)の様式にある項目について記載すること。提案する生体認証システムが地方公共団体へ導入された実績を記載する。

(パンフレット等実績がわかる資料を一部添付すること。PDF・Wordによるデータで

の提出も可)

カ 業務実績表

業務実績表(様式:別紙7)の様式にある項目について記載すること。地方公共団体への業務システムの導入・構築及び保守運用の実施・完了した実績を記載する。

(契約書等実績がわかる資料を一部添付すること。PDF・Wordによるデータでの提出も可)

② 見積書

ア 様式は任意で、見積書発行年月日、あて先として「鹿屋市長」、見積書発行元として貴社の住所、商号又は名称、代表者名を記載すること。

イ 本業務委託に要する導入費およびシステム使用料、保守料等全ての経費を見積もることとし、経費の内訳を必要な区分がわかるように記載すること。なお、当年度に係るシステム使用料および保守料2か月分(令和8年2月および3月分)を含めるものとする。

※見積価格が鹿屋市の提示した上限金額を上回る場合は失格とする。

ウ 令和8年度以降のシステム使用料および保守料については、1年分の経費がわかるようイの見積書とは別に提出すること。なお、事前に明示的な理由が認められる場合をのぞき、令和8年度以降のシステム使用料および保守料の経費は同額となるものとする。

(2) 提出部数

ア 「6 提案書等の提出(1)の①」を1冊に綴ったもの及び見積書を各1部郵送すること。

※入札、見積り、契約等に使用する印鑑として鹿屋市に届けたものを押印すること。

イ 電子媒体PDFファイル化したデータをメールすること。

(3) 提出期限 令和7年9月22日(月) 【当日消印有効】

(4) 提出先 「4 参加申込み(6)」 提出先に同じ

7 審査方法

(1) 評価方法

- ① 鹿屋市生体認証システム構築業務委託者選定委員会において、提出された企画提案書等の書類及び提案についてのプレゼンテーションの内容を審査し、別紙の審査基準表に基づいて採点する。
- ② 合計点数が全体の6割以上の者の中から、最も高い者を受注候補者として選定する。
- ③ 上位者の合計点数が同点の場合は、審査項目のうち「見積額」の評価点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。
- ④ 受注候補者と契約の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、合計点数が全体の6割以上の者の中から、次に合計点数が高い提案者から順に繰り上げることとする。
- ⑤ 参加事業者が1社のみの場合においても、上記方法で審査を実施し、合計点数が全体の6割未満の場合は、受注候補者として選定しないものとする。

(2) プレゼンテーション

① 開催日 令和7年9月30日（火）（予定）

※順番は市が定めるものとし、開始時間は後日連絡する。

② 場所 鹿屋市役所 4階401会議室

③ 実施方法

ア 提案書が提出された順に、提案書に基づき対面による説明(プレゼンテーション 20分以内)し、質疑応答(10分以内)を行う。

イ システム内容を評価するため、認証の流れがわかるよう、説明中にリアルタイム実演する内容を含むこと。

ウ 説明を行うにあたりプロジェクターが必要となる場合には事前に連絡すること。
その際、本市でプロジェクター、スクリーンを用意するが、パソコンは各参加者で用意すること。

エ 提案書の説明及び質疑応答は、オンライン会議方式でも可能。ただし、接続するためのミーティングID等は、参加事業者で準備することとする。

(3) 審査結果の通知

選定結果は参加事業者に対し、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式：別紙1）に記載された担当者に電子メールにて通知する。また、本市ホームページでも選定結果を公表する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

受注候補者と鹿屋市で、提案書に逸脱しない範囲で仕様について協議し、仕様を確定させた後に契約を締結する。ただし、受注候補者が辞退や契約が不調に終わった場合は、次に得点の高い者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金 免除（鹿屋市契約規則第35条第9号）

9 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案を無効とする。

- (1) 「3 参加資格」に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 指定した提出期限及び提出先までに、必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2 業務概要（委託料の上限）」を超えている場合
- (5) その他本市が指示した事項に違反した場合

10 実施スケジュール

内容	日程
公募の開始	令和7年8月12日（火）
参加表明書 提出期限	8月22日（金）午後5時
参加資格確認通知書送付	8月26日（火）

内容	日程
参加要請書 送付	8月28日（木）
質問 受付期間	8月12日（火）～8月29日（金）
質問 回答期限	9月3日（水）
企画提案必要書類 提出期限	9月22日（月）
選定委員会（プレゼンテーション）	9月30日（火）
審査結果通知	10月10日（金）
契約締結	10月20日（月）
業務完了期限	令和8年3月31日（火）

11 担当部署

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
 鹿屋市総務部デジタル推進課情報システム係
 電話番号：0994-31-1135
 メールアドレス：jyouhou@city.kanoya.lg.jp
 担当：山田・有嶋

審査基準表

○事務局採点

審査項目	審査事項	審査基準	配点 (点)
事業者評価	業務実績	提案予定の生体認証システムの導入および業務実績について	10
システム評価	認証方式	提案予定の生体認証システムの種類について	20
見積額	初期導入経費 価格評価	配点×全体の最低見積額/当該見積額で評価（小数点第1位四捨五入） 生体認証システム導入経費一式 ※税抜価格	20
	運用経費 価格評価	配点×全体の最低見積額/当該見積額で評価（小数点第1位四捨五入） 1年あたりの利用料（保守料含む） ※税抜価格	20

※事務局採点を、プレゼンテーション審査における各委員の評価点に加算する。

○プレゼンテーション審査

審査項目	審査事項	審査基準	配点 (点)
システム内容	認証の利便性	生体認証がスムーズに行えるか。（生体認証時の認証速度） ※リアルタイム実演により評価	20
	代替手段	認証されない状況下（リモートによる接続等）において、代替の認証手段があるか。	20
導入作業	導入体制	パッケージ製品の開発元が構築体制に加わるなど、導入にあたっての体制は十分か。	10
	ソフトウェア配布	端末にインストールするクライアントソフトウェアの配布について、一斉に配布を行う手段があるか。	10
	管理者負担軽減	全職員のユーザ情報および生体情報の登録において、本市の負担が軽減される提案がされているか	10
運用保守	保守体制	パッケージ製品の開発元が保守体制に加わるなど、保守や障害に関する体制は十分か。	10
	認証ログの管理	生体認証時のログを閲覧する際に、容易に閲覧できるよう構成されているか。	20
	ユーザー管理	生体認証システムのユーザー情報を登録・変更・削除について管理部門の職員への負担軽減が図られているか。	10
独自提案	有益性・独自性	①本市にとって有益な独自提案が示されているか。 ②本市の定める仕様書にない有用な提案があるか。	20